

## 議題(1)資料ー1

### 地域密着型サービス等の人員等の基準の条例化の経緯について

#### 地方分権改革の歩み

平成22年3月までの期限法

#### 平成18年12月 地方分権改革推進法の成立

<地域主権改革のねらい>  
従来の中央集権体質：国が一律に基準を決定し自治体に実施の義務付け等をおこなつ  
てきた仕組み  
→ 国と地方の関係を対等の立場で対話のできるパートナーシップの関係へと  
転換し、基準や施策を自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施でき  
る仕組みへと転換

地方公共団体は、住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広くにない、一方、  
国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする本来  
国として果たすべき役割を重点的に担えるようにして、国と地方の適切な役  
割分担をすすめしていくとともに、国と地方の協働によりこの国のかたちをつ  
くっていく姿をめざすもの



#### 地方分権改革推進委員会の設置

… 政府への勧告 → 平成21年12月 地方分権改革推進計画を閣議決定

平成22年6月 地域主権戦略大綱を閣議決定

◀計画・大綱の中身> 地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施方法等の基準を設けている義務付け・枠づけの見直しと条例制定権の拡大や、国と地方の協議の場の法制化等について取組みを推進するための具体的な見直し策を定めるもの

## 第1次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の制定（平成23年5月2日公布）

- 4.1 法律
- 主な制定内容

- ・義務付け、枠づけの見直しと条例制定権の拡大  
地域密着型サービス等の人員等に関する基準の条例委任 など
- ・協議、同意、許可、認可、承認の見直し  
法律で認可制になっている手続きの届出化 など
- ・計画等の策定及びその手続の見直し  
法律で策定が義務付けられている計画の廃止又は努力義務化 など

## 第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の制定（平成23年8月30日公布）

- 1.8.8 法律
- 主な制定内容

- ・義務付け、枠づけの見直しと条例制定権の拡大  
地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準の条例委任  
地域密着型サービス等事業者の指定申請者の法人格の有無に関する基準の条例委任

\*ただし、両措置は、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で規定

- ・都道府県権限の市町村への権限移譲
- ・社会福祉法人の定款の認可等について権限を市町村に移行 など

平成23年1月 義務付け・枠づけの更なる見直しについて（閣議決定）  
地方分権改革推進委員会で見直しが勧告されていた他の条項について、さらなる見直しを行い、関係法律の整備を行うべきと決定したもの

第三次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために  
めの関係法律の整備に関する法律案）が第180回通常国会に提出され現在審  
議中

- 69法律
  - 義務付け、枠づけの見直しと条例制定権の拡大
    - ・地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するための基準の条例委任
    - ・介護予防支援事業者の人員等の基準及び介護予防支援事業者の指定申請者の法人格の有無に関する基準の条例委任 など
  - 協議、同意、許可、認可、承認の見直し  
法律で認可制になっている手続きの届出化 など

○施行期日＝平成25年4月1日（予定）

\*経過規定

施行期日から1年を超えない期間内に市町村が条例を定める間

においては、現行の厚生労働省令で定める基準が適用される。  
★ すなわち、平成26年3月31日までに、市町村は、地域包括支援センターに  
関する基準及び介護予防支援事業者に関する基準の条例制定を行わなければなら  
ないものとなる。

**第1次及び第2次の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により条例制定が必要となっている基準**

**ア【指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定申請者の法人格に関する基準】**

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に当たつての法人格の有無に関する基準

根拠法令　・介護保険法第78条の2第4項第1号の規定に基づく介護保険法施行規則第

131条の10の2

・介護保険法第11条の12第2項第1号の規定に基づく介護保険法施行規則第  
140条の27の2

**イ【指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準】**

指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員数に関する基準

根拠法令　・介護保険法第78条の2第1項

**ウ【指定地域密着型（介護予防）サービスの人員、設備、運営等に関する基準】**

根拠法令

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

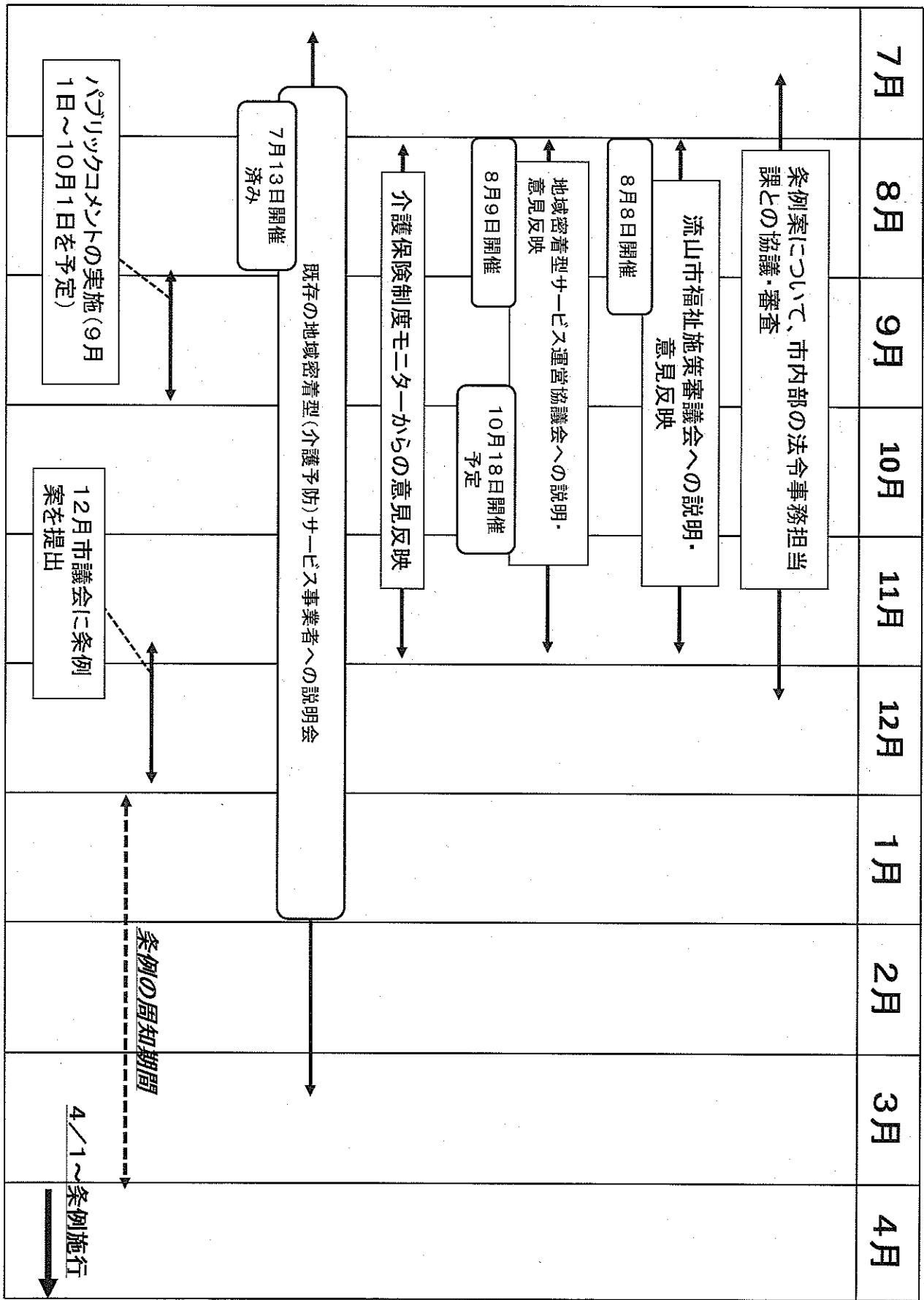
平成25年4月1日を施行日として条例制定を行う。

\* 条例制定までの間は、現行の(上記)の法及び厚生労働省令の基準が適用される。

## 市町村が条例で規定する場合の基準の設定類型（＝条例化に当たってのルール）

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「参酌すべき基準」とは、十分参考しなければならない基準</li> <li>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参考した上で判断しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準」とは、通常よるべき基準</li> <li>○条例の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</li> <li>○条例の内容は、「従うべき基準」に従わなければならぬ。</li> </ul>
異なるものを定める程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」とは異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	市は、参酌する行為を行ったかについて説明責任 →参酌する行為を行わなかつた場合は違法となる。	市は、「標準」と異なる内容について説明責任 →合理的な理由がない場合は違法となる。	市は、「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 →基準の範囲を超える場合は違法となる。

## 条例制定・施行に向けたスケジュール



## 条例案のパブリックコメントの実施について

条例案の市議会への上程（平成24年12月）に向けてパブリックコメントを実施する

【期間】平成24年9月1日から同年10月1日まで

【実施方法】条例案を市ホームページに掲載するほか、出張所、福祉会館、地域包括支援センター等の窓口に置き、広く市民から意見（書面によるほか、メールでの提出も受け付け）を募集する。

【意見への対応】意見に対する市の考え方を市ホームページで公表する。必要な意見については、条例案に反映をする。



### 【パブリックコメント実施に向けた課題】

今回の条例制定については、条文により地域の実情に応じた内容とすることも許容されている（5頁参照）。市が主体的に条例を制定するという趣旨にかんがみ、流山市としての独自規定をどのように盛り込むか。